

千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用する際に、その移動の円滑化を促進し、福祉のまちづくりの推進を図るため、鉄道事業者に対し、駅舎にバリアフリー化設備を設置する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を営業者をいう。
- (2) 補助対象駅舎 市内に存する既設駅舎（鉄道事業者が管理する自由通路を含む。）で、新設する駅舎を除いたものをいう。
- (3) バリアフリー化設備 国の定める「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）第3編第1章バリアフリー化設備等整備事業に定める補助対象設備又は、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」（平成28年2月29日観産第690号）第3編第2節第1款交通サービス利便向上促進事業に定める補助対象設備のうち、第3条に定める補助対象設備をいう。
- (4) バリアフリー料金制度を活用する事業 鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省例第6号）第34条第1項第4号の料金により補助対象設備を整備する事業をいう。
- (5) 事業者負担率 バリアフリー料金制度を活用する事業において、鉄道事業者が作成するバリアフリー整備・徴収計画に基づき、次の計算式により求めた割合をいう。

$$\text{事業者負担率} = 1 - \frac{\text{総徴収額}}{\text{総整備費}}$$

（小数点第1位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）

(補助対象設備)

第3条 補助対象設備は、鉄道事業者が乗降客の用に供するバリアフリー化設備として補助対象駅舎に設置する、次に掲げるものとする。

ただし、第2号、第3号及び第4号にあつては、車椅子対応エレベーターに代わるものとして設置する場合に限る。

- (1) 車椅子対応エレベーター
- (2) 車椅子乗用ステップ付きエスカレーター
- (3) 階段昇降機、段差解消機
- (4) スロープ
- (5) 多機能便所
- (6) 内方線付き点状ブロック
- (7) ホームドア又は可動式ホーム柵

(8) その他市長が特に必要と認めるもの

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、鉄道事業者が補助対象駅舎に補助対象設備を設置する事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 鉄道事業者が設置及び管理の主体となること。
- (2) 駅入口からプラットホームまでの連続した移動が確保されること。
- (3) 鉄道の運行時間中はいつでも利用できること。
- (4) 一般利用者も利用できる共用施設として設置すること。
- (5) 前条第2号及び第3号の設備を設置する場合は、駅職員等の人的対応を確保すること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次に掲げる補助対象設備（通常、駅利用者が供用しない部分は除く。）の設置に係る費用とする。

- (1) 土木工事費
- (2) 建物（外構）工事費
- (3) 電気・通信等設備工事費
- (4) 機械本体購入・据付工事費
- (5) 関連付帯工事費
- (6) 設計・監理費

(補助金の額等)

第6条 補助対象経費の限度額及び補助率は下表のとおりとし、補助金の額は、補助対象経費の総額と、補助対象経費限度額のいずれか少ない方の額に補助率（1／3）を乗じた額とする。

ただし、バリアフリー料金制度を活用する事業においては、補助金の額を、補助対象経費の総額、又は補助対象経費限度額のいずれか少ない方の額に、事業者負担率及び補助率（1／2）を乗じた額とする。

| 補助対象設備 | 補助対象経費限度額（1基当たり） | 補助率 |
|------------------------|------------------|--------------------|
| ホームドア 又は可動式ホーム柵 | 6百万円（1両当たり） | 3分の1 又は 2分の1 |
| 車椅子対応エレベーター | 7千5百万円 | |
| 車椅子乗用ステップ付きエ スカレーター | 5千万円 | |
| スロープ | 3千万円 | |
| 内方線付き点状ブロック | 1千6百万円（1線当たり） | |
| 多機能便所 | 2千万円 | |
| 上記以外の設備 | 1千万円 | |

（事前協議）

第7条 補助を受けようとする者は、原則として施設の供用開始予定年度の前年度の8月
末までに市長に事前の協議を行うものとする。

（交付申請）

第8条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、千葉県交通バリア
フリー化設備整備費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、市長
に提出しなければならない。

- （1）補助対象経費の根拠となる書類
- （2）その他参考となる書類

（交付決定通知）

第9条 規則第6条の規定による通知は、千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金交
付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、千葉県交通バリアフリー化設備
整備費補助金交付申請取下届出書（様式第3号）により行うものとする。

（補助事業の変更の承認申請）

第11条 規則第5条第1項第1号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県交
通バリアフリー化設備整備費補助金に係る補助事業計画変更承認申請書（様式第4号）
を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、その内容を調査したうえで補助金の変更交付を決定し、千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止の承認申請）

第12条 規則第5条第1項第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（事故報告）

第13条 規則第5条第1項第3号の規定により報告しようとするときは、千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金に係る補助事業事故報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、当該補助事業が年度内に完了しない場合には、当該年度の3月20日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合はその日。）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金に係る補助事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）収支計算書

（2）補助事業の経過及び成果を証する書類

（額の確定）

第15条 規則第13条の規定による通知は、千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金額確定通知書（様式第9号）によるものとする。

（交付の請求）

第16条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第17条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）によるものとする。

（返還命令）

第18条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金返還命令書（様式第12号）によるものとする。

（取得財産等の管理等）

第19条 鉄道事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得

財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならない。

(取得財産等の処分の制限)

第20条 鉄道事業者は、市長が別に定める期間(以下「処分制限期間」という。)を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付、又は担保に供してはならない。

2 鉄道事業者は、処分制限期間内において、前項に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金に係る財産処分承認申請書(様式第13号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 鉄道事業者は、前項の規定による承認を受けて、第1項に掲げる行為を行ったことにより収入を得た場合は、その収入の全部又は一部を市に納付するものとする。

(補則)

第21条 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。ただし、この要綱による補助対象設備を平成13年度に設置する場合における事前協議については、第7条第2項の規定にかかわらず、平成13年5月末日までに行うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号

千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則（昭和 6 0 年千葉県規則第 8 号）第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 設置駅名
- 2 補助対象設備及び仕様
- 3 工事実施期間
- 4 補助対象経費
- 5 補助金申請額

(添付書類)

- (1) 工事関係図面一式
- (2) 工事費見積書
- (3) 補助対象設備仕様書
- (4) その他申請に必要な書類

様

千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金については、千葉市補助金等交付規則（昭和 6 0 年千葉市規則第 8 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

記

1 補助事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金交付申請書記載のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合において補助対象経費及び補助金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

| | | |
|------------|---|---|
| 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 補助金の額（予定額） | 金 | 円 |

3 交付の条件

- （1）補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （2）補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （3）補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （4）千葉市補助金等交付規則及び千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱を遵守すること。
- （5）設置後は善良な管理に努めること。

様式第3号

千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金交付申請取下届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者の名称及び住所並びに

その代表者の氏名

印

年 月 日付け千葉県指令 第 号で補助金の交付決定通知のあった
千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金については、千葉県補助金等交付規則(昭和
60年千葉県規則第8号)第7条第1項の規定に基づき、下記により、交付申請(年
月 日付け)を取下げます。

記

1 取下げ理由

様式第4号

千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金に係る
補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

印

年 月 日付け千葉県指令 第 号で補助金の交付決定通知のあった
千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金については、下記により、その内容又は経費
の配分等を変更したいので申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更する理由
- 3 補助金交付申請書(写)に変更する部分を上段に括弧書きしたもの
- 4 その他必要な書類

様

千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで補助金の交付決定の変更申請のあった千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金については、千葉市補助金等交付規則（昭和 6 0 年千葉市規則第 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付決定を変更したので、同条第 5 項で準用する同規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

記

- 1 補助事業の変更事項及びその内容については、年 月 日付けで申請のあった千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金に係る補助事業計画変更承認申請記載のとおりとする。
- 2 上記 1 の変更に伴う補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

| | | |
|----------------------|---|---|
| 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 補助金の額（予定額） | 金 | 円 |
| ※変更前の補助金の額（予定額）及び差引額 | | |
| ・変更前の補助金の額（予定額） | | 円 |
| ・差引額 | | 円 |
- 3 交付の条件
 - (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱を遵守すること。
 - (5) 設置後は善良な管理に努めること。

千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金に係る
補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

補助事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金の交付決定通知のあった
千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金について、下記により、同事業を中止（廃止）
したいので申請します。

記

1 同事業を中止（廃止）する理由

2 補助対象事業の支出額内訳

| 経費の配分 | 既施行部分額 | 未施行部分額 | 計 | 摘要 |
|-------|--------|--------|---|----|
| | | | | |
| 計 | | | | |

3 事業を中止する場合は、その期間及び再開後の完了予定期日

(1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 完了予定期日 年 月 日 ～ 年 月 日

4 その他必要な書類

様式第7号

千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金に係る
補助事業事故報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

年 月 日付け千葉県指令 第 号で補助金の交付決定通知のあった
補助事業について、下記の事故が発生したので報告します。

記

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助事業の対処方針
- 4 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金に係る
補助事業完了（廃止）実績報告書

年 月 日

（あて先）千葉市長

補助事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

印

年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金交付の決定のあった千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金に係る事業を完了（廃止）したので、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号）第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業に要した経費

| 経費名 | 経費の配分額 | 経費の配分内訳 | | 経費使用明細 | | | |
|-----|--------|---------|-----|--------|----|----|-----|
| | | 項目名 | 配分額 | 項目名 | 件数 | 単価 | 使用額 |
| | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

2 完了（廃止）した補助事業の概要

3 補助事業の完了（廃止）年月日 年 月 日

4 その他関係書類

様

千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金については、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号）第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

千葉市長

記

補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額 金 円

様式第10号

千葉県交通バリアフリー化設備整備費補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

印

年 月 日付け千葉市達 第 号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号）第16条の規定により、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

金

円

振込先金融機関

銀行

支店

口座種別

口座番号

様

千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金交付決定については、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号）第17条第1項の規定により、下記のとおりその全部（一部）を取り消したので、同条第3項において準用する同規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消の理由 | |

様

千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号）第18条第 項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 補助金の交付確定額 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還を命ずる理由
- 6 返還方法

様式第13号

千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金に係る
財産処分承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

印

千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金に係る財産を下記のとおり処分したいので、
千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第20条第2項の規定に基づき申請
します。

記

- 1 処分しようとする財産
 - ア 種類
 - イ 名称
 - ウ 位置
 - エ 構造及び性能
 - オ 数量
- 2 処分の内容
- 3 処分の相手方の氏名又は名称及び住所
- 4 処分の相手方の利用計画
- 5 処分しようとする理由
- 6 処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細